

議案第 29 号

町の区域の変更について

次のとおり、町の区域を変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

変更後の町の区域	変更前の町の区域	
星田北 6 丁目	星田北 7 丁目の一部	別図 2 網掛けの区域

当該町の区域の変更は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

令和 3 年 6 月 4 日提出

交野市長 黒 田 実